

勝浦市地域活性化起業人制度実施要綱

令和3年4月1日

告示第124号

(目的)

第1条 この要綱は、人口減少が進む勝浦市（以下「市」という。）において、「地域活性化起業人制度」推進要綱（令和3年3月30日付け総行応第78号総務省地域力創造グループ地域自立応援課長通知）に基づき、三大都市圏等に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、当該社員がそのノウハウや知見を活かすことにより、地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 三大都市圏等 以下のア、イに該当する地域をいう。

ア 国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。

イ 三大都市圏外の指定都市、中核市及び県庁所在市（以下、「指定都市等」という。）

(2) 企業派遣型地域活性化起業人 三大都市圏等に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。ただし、入社後3月未満の者は除くものとし、企業等からの派遣の際、現に本市の区域に勤務する者を除く。三大都市圏外の指定都市等に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外の指定都市等以外の市町村に勤務する者を含む。）をいう。

(3) 副業型地域活性化起業人 三大都市圏等に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。ただし、入社後3月未満の者及び現に本市の区域に勤務する者を除く。三大都市圏外の指定都市等に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外の指定都市等以外の市町村に勤務する者を含む。）をいう。

(4) シニア型地域活性化起業人 三大都市圏等に所在する企業等に在職した経験があり、現在、三大都市圏等に居住している者（企業在職時に三大都市圏等以外の市町村に居住しており、その後在職時から転居していない者は対象となる）のうち、シニア型地域活性化起業人としての受入開始日が企業を退職した日からおおむね5年以内の者をいう。

(5) 派遣元企業 三大都市圏等に所在する企業等であつて、企業派遣型地域活性化起業人を本市に派遣する企業等をいう。

（従事業務）

第3条 地域活性化起業人は、次の各号に掲げる業務に従事するものとする。

(1) 地域独自の魅力や価値の向上に資する業務

(2) 地域経済の活性化に資する業務

(3) 安心・安全につながる業務

(4) その他市長が必要と認める業務

（委嘱）

第4条 地域活性化起業人は、企業で得たノウハウ及び知見を活かし、業務遂行できる経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

（身分及び配属先）

第5条 企業派遣型地域活性化起業人は、派遣元企業の社員の、副業型地域活性化起業人は勤務する企業等の社員の身分を、それぞれ有するものとする。

2 企業派遣型地域活性化起業人の配属先は、あらかじめ市と派遣元企業が協議の上定めるものとする。

3 副業型地域活性化起業人及びシニア型地域活性化起業人の配属先は、市と起業人が協議の上定めるものとする。

(受入期間)

第6条 地域活性化起業人の受入期間（以下「受入期間」という。）は、6月以上とし、最長3年まで延長することができるものとする。

2 受入期間を延長する場合は、1年ごとに延長するものとする。

(就業条件等)

第7条 地域活性化起業人の就業条件その他必要な事項については、あらかじめ市と協議の上定めるものとする。

2 企業派遣型地域活性化起業人は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 毎月の勤務日数を対象期間として、市の開庁日の半分以上で市の区域内において業務に従事すること。

(2) 派遣期間中の全期間において、市の開庁日の半分以上を超過して市の区域内にて業務に従事すること。

3 副業型地域活性化起業人及びシニア型地域活性化起業人は、市に月1日以上滞在し、月4日以上かつ月20時間以上の勤務に相当する業務に従事すること。

(災害補償)

第 8 条 企業派遣型地域活性化起業人が市の業務上又は通勤途中において死傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償は、派遣元企業の規程に基づき、派遣元企業が処理するものとする。

2 副業型地域活性化起業人及びシニア型地域活性化起業人が市の業務上又は通勤途中において死傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償は、市と副業型地域活性化起業人及びシニア型地域活性化起業人となろうとする者との協議の上、契約書にこれを定めるものとする。

(協定等)

第 9 条 市長と派遣元企業の代表者は、企業派遣型地域活性化起業人の身分及び派遣等に関し必要な事項について、この要綱に定めるもののほか、市と派遣元企業との協議の上協定書により定める。

2 市長は、副業型地域活性化起業人の身分及び受入れに関し必要な事項について、副業型地域活性化起業人と協議の上契約書等を作成するものとする。その際は勤務する企業等から副業型地域活性化起業人となることの承諾を得て、それを証明する書面を市長に提出すること。

3 市長は、シニア型地域活性化起業人の身分及び受入れに関し必要な事項について、シニア型地域活性化起業人と協議の上契約書等を作成するものとする。また市長はシニア型地域活性化起業人になろうとする者が地域課題を解決する取組を展開する際に、必要なノウハウ等を有していることを確認すること。

(解嘱)

第 10 条 市長は、地域活性化起業人が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱することができる。

(1) 自己の都合により辞任を申し出た場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、地域活性化起業人として必要な適格性を欠くと認められる場合

(守秘義務)

第 1 1 条 地域活性化起業人は、職務上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。